

※このチェックリストは自己点検用のものですので、申請の際に提出する必要はありません。

平成24年8月2日新規

平成25年1月17日一部改正

住宅改修 自己点検リスト（事前申請用）

被保険者番号								被保険者氏名	

- 住宅改修が必要な理由書 P 1
 - 記載されている被保険者氏名・住所が被保険者証のものと一致している
 - ※ 住所は正式地番を記載
 - 身体状況と改修箇所の問題点が具体的に記載されている
 - 福祉用具の利用あるいは想定があれば記載されている
 - 入院中または入所中の場合、退院または退所予定日が記入されている
 - 暫定サービス利用の場合、その旨記載されている
- 住宅改修が必要な理由書 P 2
 - ①③該当箇所に●のチェックがある
 - ②③改修箇所ごとに工事が必要な理由の記載がある
 - ④改修項目<改修箇所>の記載がある
- 平面図
 - 被保険者氏名が記載されている
 - 被保険者本人の日常生活上の動線が分かり、改修位置が図示等で確認できる
 - 療養室（寝室）の記載がある
- 見積書
 - 宛名、住所（施工場所）等が被保険者本人である
 - 施行業者の記名押印がある
 - 部屋名、改修部分、改修の名称、改修内容（仕様・長さ・面積等）が明記されている
 - 改修の種類・箇所ごとに材料の仕様（商品名、メーカー名、品番、素材等）、部材単価、数量が区分けされている
 - ※ 見積書、平面図、写真の改修箇所ごとに記号があると整合が容易
 - 材料費と工賃が区分けして記載されている ※ ～工事一式等は不可
 - 見積りに介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分が明示されている
- 写真
 - 写真（改修前）の枠内に日付が入っている
 - 工事の内容（予定）が写真の中に図示等で確認できる
- 改修を行う住宅の住所地
 - 被保険者証に記載されている住所と一致している
 - ※ 被保険者証記載の住所以外の住宅改修は支給対象外。
- 住宅所有者の承諾書
 - 承諾者の署名がある
 - ※ 改修を行う住宅の所有者が本人・家族以外の場合に添付
 - ※ 玄関から道路までの敷地が借地の場合は、土地所有者の承諾書が必要
 - ※ 所有者（登記名義人）が死亡している場合は、現に実質所有する相続人の署名が必要
 - ※ 市営住宅入居者については、住宅所管部署へ提出した附属物設置承認申請書の写しを添付（事前申請後、承認の可否を所管部署へ照会し、確認する。）

※このチェックリストは自己点検用のものですので、申請の際に提出する必要はありません。

平成24年8月2日新規

平成25年1月17日一部改正

住宅改修 自己点検リスト (事後申請用)

被保険者番号								被保険者氏名	

- 介護保険（介護予防）居宅介護住宅改修費支給申請書
 - 必要事項が全て記載されている
 - 被保険者氏名・住所が被保険者証記載のものと一致している
 - ※ 住所は正式地番を記載
 - 改修費用（領収書の金額）が見積書の金額と同じである
 - 申請者が被保険者と同一人である
 - 振込先口座名義人が被保険者本人でないときは続柄が記載されている
- 工事後の写真
 - 改修前・後の写真が添付されている
 - 写真の枠内に日付が入っている
 - ※ 改修前の写真の日付は完成日以前、改修後は着工日以後であること
 - 改修箇所全体が確認できるように撮影されている
 - ※ 改修前・後の比較が容易なアングルで撮影されていること
- 領収書
 - 宛名が被保険者本人のものになっている
 - ※ 名字のみ・上様は不可
 - ※ 代金支払いを本人以外の家族が行う場合も被保険者氏名を記載
 - 原本である
 - ※ 原本の本人所持を希望される場合は、窓口にてコピーと原本の両方を提示
 - 但し書きの記載にて、介護保険住宅改修の工事であることが明記されている
 - ※ 「介護保険住宅改修～工事として」等、介護保険住宅改修に係る領収書であることを明示
 - 介護保険対象分の費用又は改修費用の総額が記載されている
 - ※ 介護保険対象外工事を含む改修費用総額を記載する場合には、内訳書か領収書への但し書き等で介護保険対象分の金額を明示
- 住宅所有者の承諾書
 - 承諾者の署名がある
 - ※ 改修を行う住宅の所有者が本人・家族以外の場合に添付
- 住宅改修工事内容の変更
 - ※ 事前申請の際の見積りに無い工事もしくは無断で改修内容を変更して行った場合、該当部分が原則不支給。ただし、見積り段階では予測し得なかった事情（取り付け箇所の強度不足など）により改修内容を変更した場合は、保健センター介護サービス係まで相談の上、改修内容を変更した理由を示した書類（様式任意）を提出